

第3部

施策の展開



牛津赤れんが館

第1章 基本的施策

基本目標を実現するために、具体的に進めていく施策の体系を以下に示します。

施策の体系

5つの基本目標	基本的施策	施策
すぐれた自然環境と多様性豊かな生態系の保全	すぐれた自然環境の保全、活用	希少な動植物の保護 すぐれた自然環境の保全、活用
	多様性豊かな生態系の保全、再生	特異な生態系・自然環境の保全・保護 外来生物の防除対策の推進 鳥獣害対策の推進 環境に配慮した農林水産業の推進 里地里山の保全と再生
清くさわやかな生活環境の確保	生活環境の保全	大気環境、水環境、土壌環境の保全対策の推進 化学物質対策の推進 環境監視体制の拡充
	4R及び適正なごみ処理対策の推進	4Rの推進 不法投棄対策の推進 産業廃棄物の適正処理・処分の促進
家庭から始める地球環境保全行動の推進	省資源・省エネルギー行動の推進	省エネルギー対策の推進 新エネルギー活用の促進
	様々な地球環境保全対策の推進	森林の保全、再生によるCO ₂ 吸収源の確保 フロン対策の推進
歴史・文化と共生する快適な住環境の創造	美しく潤いのある環境の保全	地域美化活動の促進 公園緑地の整備 安全で快適に歩けるまちなみ空間の整備 農村景観、漁村景観形成の促進
	歴史的・文化的環境の保全、活用	歴史的資源の保全と環境保全の一体的推進 地域文化の保存と環境保全活動の一体的推進
環境を守り活かす地域づくりの推進	環境教育・環境学習の推進	環境情報の収集、整備と活用 学校における環境教育の推進 地域における環境教育・環境学習の推進
	協働の仕組みづくり	環境NPO、市民団体の育成とネットワーク化 市民による環境調査、保全行動の促進 企業市民としての事業者の環境保全行動の促進 コミュニティ政策と地域環境保全対策の一体的推進

施策・事業名	
No1. 自然環境調査の実施 p27	No2. 小城市レッドデータブックの作成 p27
No3. 条例の制定によるすぐれた自然環境の保全 p27	No5. 生活環境保全林維持管理事業 p28
No4. 美しい自然景観の再発見及び保全 p28	No6. 自然観察会の実施 p28
No7. 有明海クリーンアップ事業の実施 p32	No9. 小城ゲンジボタルの保存 p33
No8. 水辺の生き物の保全、活用 p33	
No10. 自然環境調査の実施 再掲 p33	No11. 外来生物に関する啓発の推進 p34
No12. 有害鳥獣被害防止対策 p34	
No13. 農地・水・環境保全向上対策「共同活動支援」「営農活動支援」 p34	
No14. アドプトプログラムの導入 p35	No16. 市有林保育事業 p36
No15. 市民参加の森林保育・里山づくり活動の支援 p35	No17. 農業体験学習の実施 p36
No18. 下水道事業の推進及び加入の促進 p39	No22. 生活排水対策に関する普及啓発の推進 p40
No19. 家庭用浄化槽設置推進事業 p39	No23. 水質事故対策 p42
No20. 河川のごみ回収、水質検査の実施 p40	No24. 流域公益保全森林整備事業 p42
No21. 有明海クリーンアップ事業の実施 <再掲> p40	
No25. 塵芥処理場の化学物質の監視 p42	
No26. 公害の監視・指導の強化 p43	No27. 河川・ため池等の水質等に関する広報・啓発活動 p43
No28. レジ袋削減・廃止対策の推進 p46	No31. ごみ減量化推進事業(家庭用生ごみ処理機器購入補助) p47
No29. 広域のごみ処理・リサイクル関連施設の整備 p46	No32. ごみの再利用・再資源化事業 p47
No30. ごみ減量化推進事業(資源物回収活動補助) p46	No33. ごみ収集ルールの周知徹底 p47
No34. ごみステーションにおける監視、指導体制の強化 p48	No36. 粗大ごみ回収事業 p48
No35. 不法投棄に対する監視・指導体制の強化 p48	
No37. 農林水産業関連産業廃棄物の適正指導 p49	No38. 建設廃材等適正処理指導 p49
No39. 小城市地球温暖化防止実行計画の推進 p51	No41. 拡大拡散型都市構造から多機能集約型都市構造への転換 p51
No40. 地球温暖化対策地域推進計画の策定 p51	No42. エネルギーに関する行動計画の作成 p52
No43. 新エネルギー利用装置の設置助成 p52	No44. 公共施設への装置の設置促進 p52
No45. 市民参加の森林保育・里山づくり活動の支援 <再掲> p54	
No46. フロンを含むごみの適正処理 p54	
No47. 市内一斉清掃の推進 p57	No48. 農地・水路等へのごみの投げ捨て対策 p57
No49. 身近な公園の整備や改修 p57	No51. 緑化の推進 p58
No50. 公園・緑地等の維持・管理体制の充実 p58	No52. 観光基盤整備事業 p58
No53. 建築協定による良好なまちなみづくりの推進 p59	No55. 街路樹の整備 p59
No54. 都市計画制度によるまちなみの形成 p59	
No56. 芦刈地区田園景観ガイドライン・まちづくりルールブック・作成事業 p60	
No57. 小城屋根のない博物館構想の実現 p61	No59. まちづくり活動支援事業 p63
No58. 22世紀に残す佐賀県遺産の修復補助事業 p63	No60. 市内建造物調査 p63
No61. 伝統文化の再発見と活用 p64	
No62. 環境関連文献、資料の収集・整理 p66	
No63. 環境教育のための自然環境に関する情報提供 p66	No65. 「オンリーワン」のさが体験活動支援事業 p67
No64. 学校間におけるネットワークの構築 p66	No66. 豊かな心を育む教育推進事業 p67
No67. 実践的な環境保全活動を展開する環境ボランティアの育成・支援 p67	No71. 環境学習の拠点の整備 p69
No68. ペットの飼育マナーの向上に関する啓発活動等 p68	No72. 水辺に親しめる場所の整備 p69
No69. 生涯学習の一環として環境学習の推進 p68	No73. 環境フェアの開催 p69
No70. 環境リーダーの発掘と育成 p68	
No74. 地産地消の推進 p70	
No75. 環境フェアの開催 再掲 p73	No77. 環境学習の拠点整備 <再掲> p73
No76. 小城市協働指針に基づく協働の推進 p73	No78. 市民グループの立ち上げと活動支援 p74
No79. 環境リーダーの発掘と育成 再掲 p74	No80. 情報提供による市民意識の高揚 p74
No81. 市内一斉清掃への参加の促進 p75	
No82. 地域活動における環境保全の定着化 p75	

各基本的施策を行う上での環境目標と進捗指標・数値目標の一覧を示します。

10年後の環境目標と進捗指標・数値目標

基本的施策	環境目標	進捗指標・数値目標
すぐれた自然環境の保全、活用	希少な動植物の生息、生育環境が保全されていること及びすぐれた自然環境の活用、利用者が増加することを目標とします。	・生活環境保全林内施設の年間利用者数 (八丁グリーンカルチャーセンター、キャンプ場) (現状)788人 (目標)950人
多様性豊かな生態系の保全、再生	小城市における特異な生態系が維持されるとともに、里山や里地が適切に維持管理されていることを目標とします。	・有明海クリーンアップ事業の参加者数 (現状)500名 (目標)1,000名 ・市民の「森林保育・里山づくり活動」の参加者数 (現状)40名 (目標)100名
生活環境の保全	生活環境に係る環境基準を満足し、かつ環境質が現状より悪化しないことを目標とします。	・公共用水域(河川)の環境基準達成率(BOD) (現状)100% (目標)100% ・汚水処理人口普及率 (現状)49.1% (目標)76.4%
4R及び適正なごみ処理対策の推進	ごみ減量、循環型社会の構築を目指し、1人1日当たりごみ排出量の現状維持を目標とします。	・1人1日ごみ平均排出量 (現状)730g/人・日 (目標)730g/人・日以下 ・資源物回収量 (現状)1.257t(年) (目標)増加
省資源・省エネルギー行動の推進	小城市のエネルギー消費量を現状より削減することを目標とします。	・太陽光発電の設置件数 (現状)289件 (目標)500件
様々な地球環境保全対策の推進	小城市の温室効果ガス排出量(CO2)を現状より削減することを目標とします。	・維持管理の行われた森林面積 (現状)117.39ha (目標)140.00ha
美しく潤いのある環境の保全	市民がまちなみの美しさ、快適さに満足していることを目標とします。	・「まちなみの美しさゆとり」に満足している人の割合(アンケート調査) (現状)27.5% (目標)増加 ・街路樹整備延長 (現状)1,091m (目標)1,310m ・建築協定締結件数 (現状)- (目標)3件
歴史的・文化的環境の保全、活用	市民が本市の歴史・文化の保存や活用状況に満足していることを目標とします。	・「歴史的・文化的雰囲気」に満足している人の割合(アンケート調査) (現状)32% (目標)50% ・文化財の修復件数(累積) (現状)3件 (目標)15件
環境教育・環境学習の推進	市民が環境教育、環境学習のあり方に満足していることを目標とします。	・環境出前講座実施回数 (現状)20回 (目標)20回
協働の仕組みづくり	市民、事業者、行政がさまざまな場で協働を実践し、対等のパートナーとして継続的な関係を築いていることを目標とします。	・環境関連活動市民団体数 (現状)9団体 (目標)10団体

1 すぐれた自然環境と多様性豊かな生態系の保全

(1) すぐれた自然環境の保全、活用

現況特性と課題

小城市は多様な自然環境に恵まれており、すぐれた自然環境が多くみられます。天山県立自然公園に指定されている天山周辺のほか、環境省の「日本の重要湿地 500」に選定されている有明海、環境省の特定植物群落に指定されている祇園川のアサザ自生地などがその例です。

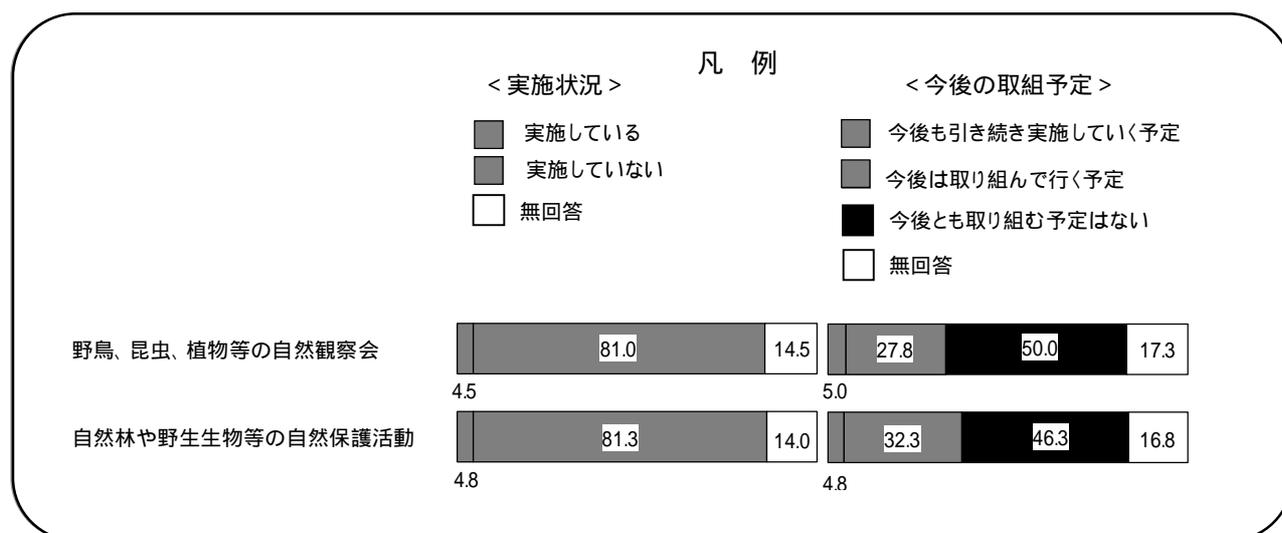
また、希少な動植物が多く、佐賀県レッドリストに記載されたエヒメアヤマメやシチメンソウなど植物 40 種、オオタカやカスミサンショウウオなど陸生生物 18 種、メダカ、ムツゴロウ、シオマネキなど水生生物 44 種が生育・生息しています。このうち、六角川河口付近は、漁業法第 67 条に基づきムツゴロウ、シオマネキの採捕が禁止されています。

これに対する市民の保全活動の実践率は低く、今後は取り組みたいという意見も低くなっています。

問題点・課題としては次のような点があげられます。

問題点・課題

- ・重要な自然環境のうち、法制度的規制のかかっていない地域の保全方法の検討
- ・市民の自然環境保全行動の促進



自然環境に関する地域活動の実施状況・実施意向
(平成 18 年度市民アンケート調査)

日本の重要湿地 500：環境省が我が国の湿地保全施策の基礎資料を得ることを目的に、多数の専門家の意見を得て重要湿地を選定したもの。生物多様性保全の観点から、重要な湿地を 500 ヶ所選定しています。

小城市の希少な動植物

- 佐賀県レッドリスト における記載種 -

(小城市内関係分を抽出)

分類群	佐賀県レッドリストランク区分	種数
植物	絶滅種	1種
	絶滅危惧 類種	8種
	絶滅危惧 類種	16種
	準絶滅危惧種	14種
	情報不足種	1種
哺乳類	絶滅危惧 類種	1種
	準絶滅危惧	1種
鳥類	絶滅危惧 類種	1種
	絶滅危惧 類種	3種
両生類	準絶滅危惧種	1種
昆虫	絶滅危惧 類種	1種
	準絶滅危惧種	8種
	情報不足種	2種
水生生物	絶滅危惧 類種	16種
	絶滅危惧 類種	12種
	準絶滅危惧種	17種

注) 水生生物は有明海に生息する生物のうち、芦刈地区に生息する可能性のあるものも記載している。

備考) 絶滅種 : 県内ではすでに絶滅したと考えられる種
 絶滅危惧 類種 : 絶滅の危機に瀕している種
 絶滅危惧 類種 : 絶滅の危険が増大している種
 準絶滅危惧種 : 存続基盤が脆弱な種
 情報不足種 : 評価するだけの情報が不足している種

有明海の希少な動植物

- 小城市ではムツゴロウ、シオマネキ保護区の設定、シチメンソウの保護活動を行っています -



シチメンソウ

{ 国、県 (絶滅危惧 類種) }



シオマネキと ムツゴロウ

{ : 国 (準絶滅危惧種) 県 (絶滅危惧 類種) }
 { : 国 (絶滅危惧 類種) 県 (準絶滅危惧種) }

環境目標

希少な動植物の生息、生育環境が保全されていること及びすぐれた自然環境の活用、利用者が増加することを目標とします。

佐賀県レッドリスト : 絶滅のおそれのある動植物の種を選定し、その情報をとりまとめたもの。佐賀県では県内特有の野生動植物の現状を明らかにした「絶滅のおそれのある野生動植物レッドデータブックさが」を平成12年に、その後の見直しにより「佐賀県レッドリスト」を平成16年に刊行しています。「佐賀県レッドリスト RedList 2003 平成16年3月 佐賀県」

施策の概要

ア 希少な動植物の保護

「希少な動植物に関する情報の収集・整理」を行うとともに「希少な動植物の保護」を行います。

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期 ¹	担当課	協働体制の必要性 ²	
					市民	事業者
1	自然環境調査の実施	新規	前 中 後	生活環境課 文化課		
<p>小城市の自然環境に詳しい専門家や保全行動を続けている市民の協力を得て、山から海岸まで全域の自然環境（地形・地質、動植物、自然観察等）の現状の把握と、活用のための情報収集を行います。</p>						

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性 ²	
					市民	事業者
2	小城市レッドデータブックの作成	新規	前 中 後	生活環境課 文化課		
<p>自然環境調査結果に基づき、小城市版レッドデータブックを策定し、希少な動植物の保護を図ります。</p>						

イ すぐれた自然環境の保全、活用

「すぐれた自然環境に関する情報の収集・整理」を行うとともに「すぐれた自然環境の保全、活用」を進めます。

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性 ²	
					市民	事業者
3	条例の制定によるすぐれた自然環境の保全	新規	前 中 後	生活環境課		
<p>小城市には環境省の特定植物群落³に指定されている松尾山のシイ林、祇園川アサザ自生地など、すぐれた自然環境があるにもかかわらず、法制度により保護、保全が行われていないものがあります。これらについては、自然環境調査結果に基づき、市の条例を制定し、保護、保全を図ります。</p>						

1 実施時期：小城市環境基本計画の実施期間、平成20年度から29年度を前、中、後期に3区分し、前期を平成20年～23年度、中期を平成24年～26年度、後期を平成27年～29年度として示します。

また  は、実施時期を示します。

2 協働体制の必要性：施策・事業を推進していく上での、主体別の協働体制の必要性を以下の記号により示します。

 主体的な取組みが不可欠なもの
 参加、協力体制の必要なもの

3 特定植物群落：学術上重要な群落。保護を必要とする群落リストアップのため行われた環境省の自然環境保全基礎調査において、リストアップされた群落。

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
4	美しい自然景観の再発見及び保全	新規	<input checked="" type="checkbox"/> 前 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 後	商工観光課 生活環境課		
<p>市民や学識者からのヒアリング調査や写真コンテスト等により、美しい自然景観を再発見し、保全、活用方針を明らかにします。</p>						

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
5	生活環境保全林維持管理事業	継続 (拡充)	<input checked="" type="checkbox"/> 前 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 後	農林水産課		
<p>生活環境保全林とは、森林の災害を防ぐはたらしを高めながら、人々に親んでもらえるように整備した森林のことで、植栽や散策路、案内板の整備などにより、自然とのふれあいの推進をしていきます。</p>						

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
6	自然観察会の実施	新規	<input checked="" type="checkbox"/> 前 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 後	生涯学習課 生活環境課		
<p>現在でも一部の市民団体で活発に自然観察会が行われています。今後、これらの市民団体や地域の専門家の協力を得ながら天山、清水の滝、芦刈海岸などで市民を対象とした自然観察会を行います。</p>						

コラム

生活環境保全林とは、都市周辺及び都市近郊地域にある森林を対象として森林の持つ国土保全、水資源のかん養、保健林養などの公益的機能を総合的に発揮することを目的として整備された森林です。

本市では八丁ダム周辺に広葉樹を中心に 58.0ha が整備されています。眼下には佐賀平野や有明海を望むことができ、また、北の天山にも近いため、登山コースとして利用されています。キャンプ場や草スキー場の整備もされ、特に春から夏にかけて家族連れや登山者で賑わいます。



進捗指標と数値目標

	現 状	目 標	備 考
生活環境保全林内施設の年間利用者数（八丁グリーンカルチャーセンター、キャンプ場）	788 人 （平成 18 年度）	950 人 （平成 29 年度）	

(2) 多様性豊かな生態系の保全、再生

現況特性と課題

小城市は山間部の河川源流域から、田園・クリーク地帯を抜ける中流域、有明海に注ぐ下流から河口域など、多様な水辺環境に育まれた地域です。特に中流から下流にかけては平坦な地形が発達し、他では見られない網目のようにはりめぐらされたクリークや大規模な干潟など特殊な環境下に形成された多様性豊かな生態系が存在します。

また、人と自然との関わりも深く、江里山の棚田など各種百選に選定されたすぐれた環境が存在し、保全のための組織的な活動が展開される一方、農村地域の活力低下や生産構造の弱体化による里地・里山の荒廃が懸念されています。

問題点・課題としては次のような点があげられます。

問題点・課題

- ・十分に水辺とふれあう機会・場が少ない。
- ・自然の生き物とふれあえる施設の数の充実、水辺の生物の保全
- ・外来生物の対策方法の検討（平野部クリーク地帯）
- ・クリークや果樹園、雑木林などの環境の荒廃
- ・市民参加型の植林活動や清掃活動が必要
（特に下流域の住民の参加が必要）
- ・環境面から見た土地利用の基本方針の検討



六角川河口（芦刈）



昔ながらの形状を残す三日月のクリーク

小城市における各種百選の概要

百選の名称	百選の概要	選定対象の名称	選定対象の概要
日本の百選 ふるさといき ものの里100選	1989年（平成元年）に環境省が選定、発表したもの。身近な自然の復元を図る地域住民の努力の顕彰と見失われた身近な小動物の価値を再発見するため、各地の活動を選定し広く紹介し、その普及啓発を通じて、小動物への認識を深め、併せて身近な自然の積極的な保全・創出にすることを目的とする。	祇園川のゲンジボタル	保全対象はゲンジボタル。1954年（昭和29年）、町と「小城源氏ボタル保存会」はホタルの里づくりを計画、祇園川流域3kmにわたって蛍が飛び交うまでに成功した。
農村景観百選	1991年度（平成3年度）に農林水産省が行ったものである。91地区が選定されている。	佐賀県小城市（江里山）	見おるせば、彼岸花の咲く棚田から遠く有明海までが一望でき、虫、鳥、草、木、雪、花など四季を感じるものが残されている。
日本の棚田百選	1999年（平成11年）に農林水産省が選定、発表している。	江里山（小城市）	「周辺地域を含んだ農村計画の美しさ」石積みみの棚田、法面や畦畔に咲き誇る彼岸花と集落とが一体となった景観は、日本の山里景観の原風景ともいうべき味わいをみせ、これまでも「農村景観百選」「美しい日本の村景観コンテスト」などに選定されている。彼岸花の時期には、「彼岸花まつり」以外の日にも多くの来訪者があり、早朝から写真家がアングルを求め殺到している。
日本さくら名所100選	1990年（平成2年）に財団法人日本さくらの会が全国のさくらを選定したもの。	小城公園	小城初代藩主・鍋島元茂公が、この地に桜を植えたのが始まりという古くからの桜名所。約3,000本の桜が色鮮やかに咲き誇り、名園を飾る。
名水百選	1985（昭和60年）年に環境省が選定した、全国各地の「名水」とされる100カ所の湧水・河川(用水)・地下水である。	清水川	上流には西日本随一と呼ばれる「清水の滝」があり、滝つぼの前には観世音菩薩が祭られている。また、近くには鍋島藩累代の祈願所であった見瀧寺もある。現在清水川の下流一帯では「ホタルの里」づくりを目指し地元保存会によるホタルの養殖が行われている。
佐賀天下逸品 佐賀百選	1996年（平成8年）に佐賀県が選定、発表したもの。	小城源氏蛍	初夏のシーズンには10万匹もの蛍が乱れ飛び、県外からも見物客が訪れる。
		牛尾梅林	小城町南部にある牛尾山を中心とした一帯は、春先になると梅の花に埋めつくされる。
		佐賀ムツゴロウ王国「ムツゴロウ保護区」	ムツゴロウの保護に、六角川に保護区を設置したり、有明水産センターが稚魚を放流するなどしている。
		小城羊羹	代表的地場産業であり、日本の銘菓。盆地状の地形である小城は、一年を通じて温度、湿度が低く、天山に源を発する祇園川の清流など、羊羹づくりに最も適した自然の中で生まれた、独特な肥前路の味である。
		清水の鯉料理	名水百選の清水川上流には鯉料理専門店が軒を連ね、清冽な水にさらされた鯉の洗いは引きしまった身と川魚特有の臭みも無く栄養価の高い希なる逸品で、小城の名産とされている。
		中林梧竹堂	近代書道の基礎を築いた中林梧竹が建立した観音堂。彼の遺業を偲び、今も書をたしなむ人びとが訪れる。
		肥前石工の里	元禄時代を中心に優れた名工たちを排出した砥川地区には、当時を偲ばせる石像物が数多く残されており、その石材を掘り起こした跡地には、五穀大名神が祀られている。また、付近一帯は眺望もすばらしく石工の里公園として整備されている。

環境目標

小城市における特異な生態系が維持されるとともに、里山や里地が適切に維持管理されていることを目標とします。

施策の概要

ア 特異な生態系・自然環境の保全・保護

「自然環境に関する情報の収集整理」、「地域の保全、活用制度の充実」、「生物・生息環境の保全」を行います。

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期 ¹	担当課	協働体制の必要性 ²	
					市民	事業者
7	有明海クリーンアップ事業の実施	継続 (拡充)	前 中 後	農林水産課 生活環境課		
<p>毎年、有明海へ大量のヨシや流木が流れ込んでいます。そのほか自然界に存在しないペットボトルやプラスチック、ビンなども多く見られ、このようなものを河川、海岸域へ流さない市民の意識付けが課題です。</p> <p>約20年前から、有明海ではクリーンアップ事業として、海岸清掃活動が例年有明4県で実施されています。これには有明海漁業協同組合芦刈支所の関係者を中心とした500名程度の市民が参加していますが、今後、さらに河川上流域の住民に対し積極的参加を呼びかけ、事業の拡充を図ります。</p>						
						
<p>有明海クリーンアップ活動状況</p>						

1 実施時期：小城市環境基本計画の実施期間、平成20年度から29年度を前、中、後期に3区分し、前期を平成20年～23年度、中期を平成24年～26年度、後期を平成27年～29年度として示します。また は、実施時期を示します。

2 協働体制の必要性：施策・事業を推進していく上での、主体別の協働体制の必要性を以下の記号により示します。

{

 主体的な取組みが不可欠なもの
 参加、協力体制の必要なもの

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
8	水辺の生き物の保全、活用	継続 (拡充)	前 中 後	生活環境課 農業水産課		
<p>水辺に生息する希少な生物の生息分布状況の把握と保全活動を推進します(ムツゴロウ保護区等)。また、水辺で楽しみながら環境学習ができるよう施設の整備を進めます。</p>						

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
9	小城ゲンジボタルの保存	継続	前 中 後	商工観光課 生活環境課		
<p>市内の河川ではいたるところで多くのホタルが見られます。中でも祇園川のゲンジボタルは有名で市民、行政による保存活動が続けられており、5月下旬から6月上旬にかけては、“小京都「小城」ホタルの里ウォーク”などさまざまなイベントが催されます。 水利用、環境について住民意識の向上を図るとともに保存活動支援を推進します。</p>						

イ 外来生物の防除対策の推進

「外来生物の実態把握」、「適正管理・防除」を行います。

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
10	自然環境調査の実施 再掲	新規	前 中 後	生活環境課		
<p>クレークに生息する希少生物の被害状況の把握と、外来生物の分布状況を市民参加の自然環境調査により把握します。</p>						

<再掲> : その他の施策として既に掲げられているもので、再度掲載した施策を示します。

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
11	外来生物に関する啓発の推進	新規	前 中 後	生活環境課		
<p>外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）や佐賀県の移入種、外来種規制（佐賀県環境の保全と創造に関する条例）の規制対象種、野外での被害状況や影響についての情報提供を行うとともに、外来生物被害の予防三原則「入れない」、「捨てない」、「広げない」にのっとり、ペットの飼育管理に関する啓発を行います。</p>						

ウ 鳥獣害対策の推進

「鳥獣害の防止対策」を行います。

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
12	有害鳥獣被害防止対策	継続	前 中 後	農林水産課		
<p>現在、イノシシ、カラス等の駆除対策が、農家及び農協からの要請に基づき、地元猟友会によって行われています。 また、佐賀県有害鳥獣被害防止対策事業においては、多久市との間で設けております「多久小城地域有害鳥獣駆除対策協議会」を通して、電気牧柵・箱罠・捕獲報奨金の補助を受け、対策の強化を図っています。</p>						

エ 環境に配慮した農林水産業の推進

「推進体制の充実」、「技術等の普及・啓発」を行います。

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
13	農地・水・環境保全向上対策「共同活動支援」「営農活動支援」	継続	前 中 後	農村整備課 農林水産課		
<p>「共同活動支援」として農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域の農業者だけでなく、地域住民なども含めた多様な主体の参画を得て、これらの資源の適切な保全管理を行うとともに農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取組みを促進する必要があります。 また、農地・水・環境保全向上対策「共同活動支援」の実施地域内において、浅水代かき、稲わら・麦わらすき込みなどの環境負荷低減に資する取組と化学肥料や化学合成農薬を慣行基準より5割以上削減して農産物の生産を行う組織等に対し、支援を行います。</p>						

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
16	市有林保育事業	継続	前 中 後	農林水産課		
<p>本市には、約615haの市有林があります。森林の有する多面的機能を持続的、高度的に発揮させるため、森林のもつ公益的機能別に応じた市有林の維持管理を行います。</p>						

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
17	農業体験学習の実施	継続	前 中 後	農林水産課 生涯学習課		
<p>農業体験は農業そのものだけでなく自然のしくみを知ることのできる自然学習でもあります。この農業体験を市民農園等で進めていきます。</p> <p>市民農園の状況 ・ふれあい農園：小城町、20区画 青少年健全育生事業 ・公民館活動による稲作体験</p>						

進捗指標と数値目標

	現状	目標	備考
有明海クリーンアップ事業の参加者数	500名 (平成18年度)	1,000名 (平成29年度)	
市民の「森林保育・里山づくり活動」の参加者数	40名 (平成19年度)	100名 (平成29年度)	

2 清くさわやかな生活環境の確保

(1) 生活環境の保全

現況特性と課題

大気環境(大気質、騒音、振動)、土壌環境に関わる生活環境は概ね良好です。ただし、県内はもとより市内でも進行中の自家用車偏重の生活スタイル(モータリゼーション化)は、交通量を増大させ、これに伴う道路周辺の環境へ影響が懸念されています。そのほか、野外焼却による苦情の発生、また、原因は不明ですが、平成19年5月10日に光化学オキシダント濃度0.09ppm(多久一般環境大気測定局測定)もの高濃度が観測されました。なお注意報・警報発令は0.12ppmを超えた場合とされています。

水質環境については、小城市を流れる河川のうち、祇園川、福所江、牛津江川、牛津川、六角川の5河川で環境基準のあてはめが行われています。本市の河川は、中流から河口にかけて河川勾配が緩慢で、流入先の有明海の大きな干満差により内陸部にまで潮の遡上が見られるものが多く、河川水が停滞しやすいといった特徴があります。そのため、河川下流の水質は汚濁傾向にあり、平成18年度現在では全ての水域で環境基準を満足しているものの、経年的に見ると牛津江川等の一部水域では依然、高いレベルのBOD¹値が測定されるなど、まだまだ予断を許さない状況です。河川環境の広域的保全対策として、六角川水系等水質保全対策協議会、嘉瀬川水系等水質保全対策協議会が設けられており、国県市町による水質保全に関する啓発活動、水生生物調査、水質保全対策等が進められています。

一方、有明海海域の環境基準の達成状況は、COD²については小城市沿岸にあたる六角川地先では環境基準を満足しているものの、沖合では経年的に満足していない状況にあります。また、全窒素・全燐についても環境基準を達成していない地点が見受けられます。

地盤沈下については、地盤沈下の生じやすい地域の特性上、芦刈・牛津地区が県の地下水採取規制地域に指定されています。

問題点・課題としては次のような点があげられます。

問題点・課題

- ・ 野外焼却に関する何らかの対策の必要性
- ・ モータリゼーション化による沿道大気、周辺の静けさへの影響の懸念
- ・ 水環境の早急な改善と整備(上流から海へ至るまでの総合的な水環境保全対策の実施)
- ・ 地盤沈下対策

1 BOD: 生物化学的酸素要求量の略称。河川水中の有機物の量を示す指標の一つで、数値が大きい程、水質が汚濁傾向にあることを示します。

2 COD: 化学的酸素要求量の略称。湖沼、海域の有機物の量を示す指標の一つで、数値が大きい程、水質が汚濁傾向にあることを示します。

環境目標

生活環境に係る環境基準を満足し、かつ環境質が現状より悪化しないことを目標とします。

施策の概要

ア 大気環境（大気汚染、騒音、振動）、水環境、土壌環境の保全対策の推進
「発生源対策の推進」、「広域的取組の推進」、「総合的保全対策の推進」を行います。

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期 ¹	担当課	協働体制の必要性 ²	
					市民	事業者
18	下水道事業の推進及び加入の促進	継続	前 中 後	下水道課		
<p>トイレの水洗化と生活雑排水の浄化を行い、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業の推進及び加入を促進します。</p> <p>[公共下水道事業]（牛津処理区、小城処理区） ・牛津処理区 平成22年度に面整備を完了予定 ・小城処理区 未定</p> <p>[特定環境保全公共下水道事業]（清水原田処理区、三日月処理区、芦刈処理区） ・清水原田処理区 平成10年に事業完了、水洗化率100% ・三日月処理区 平成19年3月末一部供用開始 ・芦刈処理区 平成22年3月末一部供用開始予定</p> <p>[農業集落排水事業]（砥川地区、織島地区、堀江地区） ・砥川地区 平成13年3月に事業完了、水洗化率78.1%（H18年度末） ・織島地区 平成15年3月に事業完了、水洗化率60.0%（H18年度末） ・堀江地区 平成21年度供用開始予定</p>						

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
19	家庭用浄化槽設置推進事業	継続	前 中 後	下水道課		
<p>下水道整備区域外又は下水道事業未認可区域の生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、家庭用浄化槽設置に対し市が補助を実施、浄化槽の設置を推進します。</p>						

1 実施時期：小城市環境基本計画の実施期間、平成20年度から29年度を前、中、後期に3区分し、前期を平成20年～23年度、中期を平成24年～26年度、後期を平成27年～29年度として示します。また は、実施時期を示します。

2 協働体制の必要性：施策・事業を推進していく上での、主体別の協働体制の必要性を以下の記号により示します。

[主体的な取組みが不可欠なもの
参加、協力体制の必要なもの

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
20	河川のごみ回収、水質検査の実施	継続	前 中 後	生活環境課		
<p>水路等のごみの除去及び回収を行い、水質の浄化や環境の保全を図ります。また、年に2回の水質検査を行い、水質の状況を確認します。</p>						

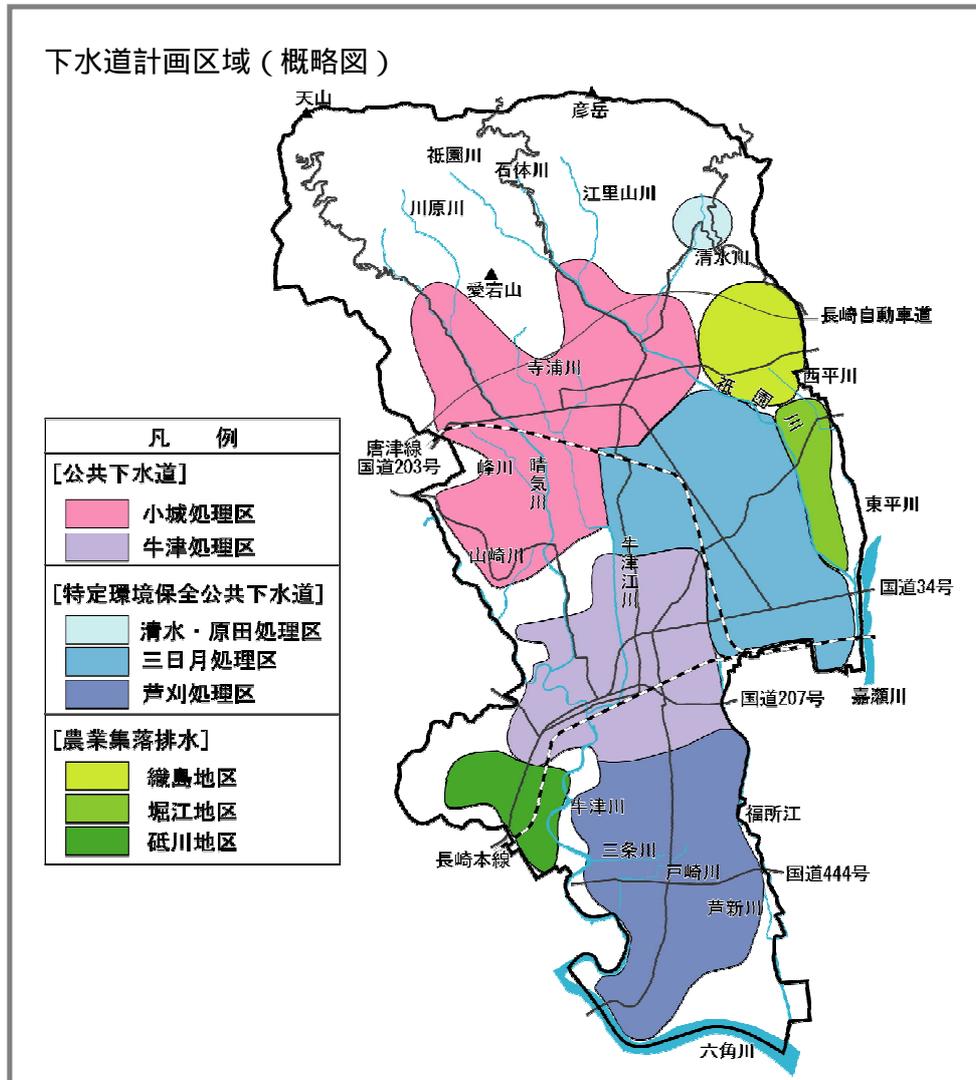
No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
21	有明海クリーンアップ事業の実施 <再掲>	継続 (拡充)	前 中 後	農林水産課		
<p>有明海沿岸の4県で実施されている事業で、漁業者のほか地域住民も参加している清掃活動です。大量のヨシ、流木や人為的に投棄したごみを除去することにより、水質・底質の保全を図ります。</p>						

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
22	生活排水対策に関する普及啓発の推進	継続	前 中 後	生活環境課 下水道課		
<p>公共用水域の水質保全、衛生環境の向上のため、下水道事業や合併浄化槽設置を積極的に推進する必要性を市報、チラシ、住民説明会等により市民へ伝え、理解と協力を得るよう努めます。</p>						

<再掲> : その他の施策として既に掲げられているもので、再度掲載した施策を示します。

水洗化に関する整備状況

下水道計画区域（概略図）



汚水処理人口普及状況（平成18年度末現在）

市町村名	行政人口 (H19.3.31) (人)	公共下水道		農業集落排水		漁業集落排水		浄化槽		合計	
		処理人口 (人)	普及率 (%)								
佐賀県	868,562	364,076	41.9	60,618	7.0	4,327	0.5	128,410	14.8	557,431	64.2
小城市	46,915	9,122	19.4	2,406	5.1	-	-	11,508	24.5	23,036	49.1

注) 処理人口は、処理区内の行政人口である。

佐賀県汚水処理整備構想における汚水処理人口目標普及率：74%（H22年度）

汚水処理人口普及状況：家庭より出される排水は生活排水と呼ばれ、さらにし尿系排水と台所、風呂などに使われた生活雑排水に分けられます。汚水処理人口普及状況とは、このうちの生活雑排水を浄化処理して排水している人口普及状況のことで、具体的には公共下水道、農業集落排水施設、家庭用浄化槽（合併処理浄化槽）等に接続できる人口普及状況のことです。

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
23	水質事故対策	継続	前 中 後	生活環境課		
<p>河川では油や洗浄水の流れ込みによる水質汚染という重大事故が発生しています。六角川水系では平成15年度3件、16年度9件、17年度3件と少なくありません。汚染拡大を防ぐため国、県と協力し、情報伝達訓練や水質事故訓練を実施していきます。</p>						

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
24	流域公益保全森林整備事業	継続	前 中 後	農林水産課		
<p>ダム上流域等の「水土保全林」を対象に水源涵養機能、山地災害防止機能の維持管理に資する植栽、間伐、育成複層林への移行を推進します。</p>						

イ 化学物質対策の推進

「適正管理、処理の指導」を行います。

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
25	塵芥処理場の化学物質の監視	継続	前 中 後	生活環境課		
<p>毎年1回、塵芥処理場で、ダイオキシン測定が行われており、この結果をもとに、化学物質による環境汚染の監視を行っていきます。</p>						

ウ 環境監視対策の拡充

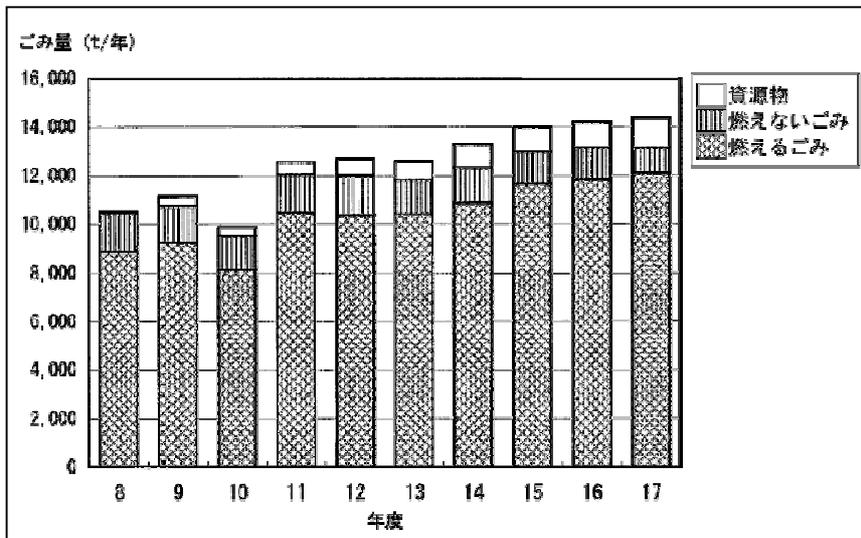
「公害の監視」、「指導の強化」、「測定結果の公表」を行います。

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
26	公害の監視・指導の強化	継続	前 中 後	生活環境課		
<p>騒音・振動・悪臭等の基準を遵守するよう住民の協力を得て、公害の監視、指導を強化していきます。</p> <p>また、光害については、市民の生活や農作物への影響に配慮されるよう、啓発を進めます。</p>						

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
27	河川・ため池等の水質等に関する広報・啓発活動	継続	前 中 後	生活環境課		
<p>市報「おぎ」に水質に関する記事や生活排水に関する記事を掲載し、啓発活動を推進します。</p>						

進捗指標と数値目標

	現状	目標	備考
公共用水域（河川）の環境基準達成率（BOD）	100% （平成18年度）	100% （平成29年度）	
汚水処理人口普及率	49.1% （平成18年度）	76.4% （平成29年度）	



資源物 = 資源ごみ + 集団回収

資料：一般廃棄物処理基本計画書 平成 19 年 2 月 小城市

ごみ排出量の実績

環境目標

ごみ減量、循環型社会の構築を目指し、1人1日当たりごみ排出量の現状維持を目標とします。



資源物ステーション

施策の概要

ア 4R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）の推進

「ごみの発生抑制」、「リターナブルビンの推進」、「マイバック運動の推進」、「ごみの再資源化」を行います。

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期 ¹	担当課	協働体制の必要性 ²	
					市民	事業者
28	レジ袋削減・廃止対策の推進	新規	前 中 後	生活環境課		
<p>マイバック運動、容器包装の軽減・再利用は、一部の市民団体、事業者で行われていますが、これを全市的なものに拡充していきます。（これは特に重要であるため重点施策として推進します。）</p>						

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性 ²	
					市民	事業者
29	広域のごみ処理・リサイクル関連施設の整備	新規	前 中 後	広域清掃センター建設推進課		
<p>広域のごみ処理のために、リサイクルセンターを併設した広域清掃センターを建設します。</p>						

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性 ²	
					市民	事業者
30	ごみ減量化推進事業（資源物回収活動補助）	継続	前 中 後	生活環境課		
<p>市内に居住する住民のみで構成される営利を目的としない自治会・子ども会・PTA・婦人会・老人会等の団体が、定期的に行う資源物回収に対して補助金を交付します。</p> <p>紙類・アルミ缶は3円/kg、一升瓶3円/本、ビール瓶2円/本 補助申請数：平成17年度 95件、平成18年度 80件</p>						

1 実施時期：小城市環境基本計画の実施期間、平成20年度から29年度を前、中、後期に3区分し、前期を平成20年～23年度、中期を平成24年～26年度、後期を平成27年～29年度として示します。また は、実施時期を示します。

2 協働体制の必要性：施策・事業を推進していく上での、主体別の協働体制の必要性を以下の記号により示します。

- 〔 主体的な取組みが不可欠なもの
参加、協力体制の必要なもの

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
31	ごみ減量化推進事業 (家庭用生ごみ処理機器購入補助)	継続	前 中 後	生活環境課		
<p>一般家庭から排出される生ごみを市民自ら処理するために家庭用生ごみ処理機器を購入した場合、その購入に係る費用の一部を補助します。</p> <p>生ごみ処理器1/2(限度額3,000円)補助 } 平成17年度 32件、平成18年度 32件 電動生ごみ処理機1/2(限度額20,000円)補助 }</p>						

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
32	ごみの再利用・再資源化事業	継続 (拡充)	前 中 後	生活環境課 高齢障害福祉課		
<p>ごみのリサイクルを推進するために、市内の地区毎に資源物集積場所を設置し回収を行っています。さらに障害者の雇用支援を兼ねて、小城消防署北分署南側倉庫にも収集場所を開設しています。今後、この収集場所については増設を検討しており、これらの収集場所を適正に活用し、ごみの再利用・再資源化を進めていきます。</p>						

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
33	ごみ収集ルールの周知徹底	継続	前 中 後	生活環境課		
<p>資源ごみの収集方法についての説明会の実施や事業系ごみの処理方法を示すパンフレットの作成を行います。</p>						

イ 不法投棄対策の推進

「監視の強化」、「指導の強化」、「回収体制の充実」を行います。

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
34	ごみステーションにおける監視、指導体制の強化	継続 (拡充)	前 中 後	生活環境課		
<p>ごみ出しルールを徹底させるため、地区ごとに環境衛生推進員を置いています。一部の地区では役員による積極的な監視、指導が行われていますが、今後はこれを全市に広めるため、環境衛生推進員の活用の検討と連絡・協議を充実させます。(特に重要な施策であるため重点施策として取り組みます)</p>						

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
35	不法投棄に対する監視・指導体制の強化	継続 (拡充)	前 中 後	生活環境課		
<p>ごみの不法投棄を防ぐため、小城市廃棄物監視員設置要綱に基づき、小城市廃棄物監視員を設けていますが、これを強化するため、一般市民にも通報を呼びかけていきます。</p>						

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
36	粗大ごみ回収事業	継続	前 中 後	生活環境課		
<p>指定袋に入りきれない大きさの燃えるごみ(家具、寝具など)や収集コンテナに入らない金物類などを各家庭まで訪問し回収します。</p> <p>500円/個</p>						

ウ 産業廃棄物の適正処理・処分の促進

「指導の強化」、「情報の提供・支援」を行います。

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
37	農林水産業関連産業廃棄物の適正指導	継続	前 中 後	農林水産課 生活環境課		
<p>農林水産業関連廃棄物は堆肥施設の設置補助など堆肥としての活用も合わせ、適正な処理・処分を促進します。</p>						

No	施策・事業名	継続・新規	実施時期	担当課	協働体制の必要性	
					市民	事業者
38	建設廃材等適正処理指導	継続	前 中 後	生活環境課 農林水産課		
<p>建設廃材や農業用ビニールなどの野外焼却を行わないよう、指導を行います。</p> <p>農業用ビニールの回収体制 農協が有料で回収し、処理業者が処理</p>						

環境指標と数値目標

	現状	目標	備考
1人1日ごみ平均排出量	730 g /人・日 (平成 17 年度)	730 g /人・日以下	一般廃棄物処理 基本計画と整合
資源物回収量	1,257 t (年) (平成 17 年度)	増加	